再生可能エネルギー導入サポート事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、再生可能エネルギーの導入を検討する地域団体を対象に、 専門家などのアドバイザーを派遣し、合意形成などの課題に対して具体的な指導・助言を行うことで、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図ること を目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において「地域団体」とは、次の各号に該当する者のいずれか 2つ以上が参画する団体をいう。
 - (1) 県内市町
 - (2) 県内に居住している住民
 - (3) 発電事業者
- 2 この要領において「アドバイザー」とは、再生可能エネルギーの特性並びに 地域への導入に伴い環境等に与える影響及び課題等に精通し、知事が派遣指導 の依頼をした者をいう。
- 3 この要領において「派遣指導」とは、アドバイザーが地域団体を訪問し、地域団体が抱える課題を考慮した上で、地域との調和が図られた再生可能エネルギーの導入に向け、指導・助言を行うことをいう。

(支援の対象)

第3条 支援対象となる地域団体は、派遣指導により、再生可能エネルギーの導 入促進が期待できると判断されるものとする。

(派遣指導の申請)

第4条 派遣指導を希望する地域団体は、「再生可能エネルギー導入サポート事業申請書」(別記様式1)を知事に提出するものとする。

(サポート事業の決定)

第 5 条 前条の申請書が提出されたとき、知事は、アドバイザーと協議の上、実施の適否を決定し、申請者へ通知するものとする。

(派遣指導の内容等)

第6条 派遣指導の内容及び回数は、派遣指導を受けることが認められた地域団体(以下「派遣受入団体」という。)とアドバイザーが協議の上、決定するものとする。ただし、派遣指導回数は1団体につき2回を上限とする。

2 派遣指導1回当たりの派遣指導時間は3時間程度とする。

(アドバイザーの 青務)

- 第7条 アドバイザーは、派遣受入団体の要請に応じて、誠実に責務を遂行しな ければならない。
- 2 アドバイザーは、本事業で知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(秘密保持)

第8条 事業の実施にあたっては、必要に応じてアドバイザー及び派遣受入団体 等において秘密保持に係る誓約書等を交わすものとする。

(報告)

- 第9条 派遣受入団体は、派遣指導終了後1回ごとに、その内容について、「再生可能エネルギー導入サポート事業実施状況報告書(派遣受入団体用)」(別記様式2)により、知事に報告するものとする。
- 2 アドバイザーは、派遣受入団体の派遣指導1回ごとに終了後、その指導内容について、「再生可能エネルギー導入サポート事業実施状況報告書(アドバイザー用)」(別記様式3)により、知事に報告するものとする。

(派遣指導の経費等)

- 第10条 アドバイザーに対する謝金及び旅費等は、県が支出するものとする。ただし、会場使用料等のその他経費については申請者が負担するものとする。
- 2 謝金は、1時間あたり10,000円とする。
- 3 旅費は、職員等の旅費に関する条例 (昭和36年12月21日条例第49号) に準じて算出するものとする。
- 4 知事は、第9条に基づいて提出された報告書を受理し内容を確認した後、ア ドバイザーに対し、速やかに謝金を支払うものとする。

(損害賠償)

- 第11条 アドバイザーの派遣指導に伴い発生した事故、損害等については、次の 各号により処理するものとする。
 - (1) アドバイザーの事故、傷病等については、栃木県及び派遣受入団体はその 責を負わない。ただし、派遣受入団体の故意又は重大な過失により、アドバ イザーに損傷を与えた場合は、当該派遣受入団体がその責を負う。
 - (2) 派遣指導により、派遣受入団体に損害が生じた場合であっても、栃木県及びアドバイザーはその責を負わない。ただし、アドバイザーの故意又は重大な過失により派遣受入団体又は第三者に損害を与えた場合は、当該アドバイ

ザーがその責を負う。

(派遣の中止)

- 第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、派遣指導を中止することができる。
 - (1) 派遣受入団体から、派遣指導の中止等について申し出があり、知事が適当と認めた場合
 - (2) その他、派遣指導の中止が適当と知事が認める事由が発生した場合

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 (2023) 年11月 9 日から施行する。

再生可能エネルギー導入サポート事業申請書

年 月 日

栃木県知事 様

(申請者)

所 在 地

名 称

代表者名

次のとおり、派遣指導を受けたいので、再生可能エネルギー導入サポート事業実施要領 第4条の規定により、申請します。

	第1希望:	第2希望:		
(1) 希望アドバイザー	【備考】(具体的な希望がございましたら記入してください。)			
	※調整の結果、ご希望に添えなり	いことがあります。		
(2) 希望時期	第1希望:	第2希望:		
	【備考】(具体的な希望がござり	いましたら記入してください。)		
	※調整の結果、ご希望に添えなり	いことがあります。		
(3) 派遣場所				
(4)対象者	(派遣指導を受ける地域団体の構い。)	成や人数等について記入してくださ		
	(依頼の目的や再エネ導入に関 い)	する課題など、具体的に記入してくださ		
(5)依頼内容	,			
	(既存資料等がある場合は、添作	付することも可)		
(6)再エネ導入の検 討状況				

再	生可能工	ラルゼ ニ道:	л тт т _о	・「車業」			(派浩音	4 7 EI	4 m \	
		かがて一等 が	ヘケルー	17 尹未:	美 肔 状 氿	: 報告書	(加塩)	文八凹	4用)	
								年	月	日
村	厉木県知事	様								
						(派遣受	入団体)			
					所 在		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
					名					
					代表者					
					1020	1 14				
<i>≯</i> ₹ (カレおり :	再生可能エネ	ルギー道	i λ ++ ポー	- 卜 惠 堂 宝	≧施 要 頷∶	笙 Q 冬笙	1項の#	銀定によ	IJ
	っこのう、 っます。	H1 1611	70 (1 3	. , , , , , ,	1 7 4 7	、心 文 读:	31 0 7 31	1 -50 00 7		
₩ □ U	ン み り 。									
	- va v · ·									
	派遣アドバ ィ	イザー								
	名 称:									
E	氏 名:									
2. 涉	派遣指導日 時	寺								
_	<u> </u>									
5	第 回		年 ————	月 ————	日	:	~	•		
				18 11 11 14	的に記入	1 7 / +	ニナハハ			
3. 涉	派遣指導の約	吉果・状況等	(できる	たけ具体	H 31 - HO 2 4		- C (1)			
				たけ具体	H31- H071					ļ
		き果・状況等 		たけ具体	H31-107(
				たけ具体	H31- H07					
				たけ具体 	A31- HD2V					
				た け 具 体 	731- 403-0					
				た け 具 体 	731- 403-0					
				た け 具 体 	731- 4030					
				た け 具 体 	731- 403-0					
				た け 具 体 	731 - HO3 V					
				た け 具 体 	731-403		- C V · /			
				た け 具 体 	731-4030		- C V ·)			
[‡		を受けた内容】			731- 403		- C V ·)			
[‡	指導・助言で	を受けた内容】			- HO / N					
[‡	指導・助言で	を受けた内容】			731- 407					

※毎回指導終了後速やかに提出をお願いします。 (次回指導予定: 年 月 日)

						年	月	日
栃木県知事	様							
				(アド	バイザー	-)		
			名	称				
			氏	名				
次のとおり、再	生可能エネルギ	一導入サオ	ポート事業	実施要領	頁第9条第	第2項の	規定によ	٤ 6 .
報告します。								
1. 派遣企業団体								
名 称:								
н 13.								
2. 派遣指導日時								
2. 派追旧等口时	_							
第 回	年	月	日	:	~	:		
3. 指導の結果・	状況等(できる)	だけ具体的	に記入し	てくださ	(1)			
【団体の状況】								
【化谱 叶云山	ರ್ಷ 1							
【指導・助言内	谷】							
【総 括】								
1								1

再生可能エネルギー導入サポート事業実施状況報告書 (アドバイザー用)

※毎回指導終了後速やかに提出をお願いします。

